# 受ける影響も大きい。 労働政策研究·

## はじめに

年金減額が行われる仕組みであり、一 種の所得制限であるから、高齢者の就 業意欲に抑制的な影響を及ぼすことに て就業すると賃金や年金の額に応じて 職老齢年金制度は、被保険者とし

雇用環境や健康状態等の外的要因から まるのではなく、 就業意欲のような個人の選択だけで決 高齢者の就業や賃金収入は 個人で左右できない

就業できる者とできない者の間等で所 減する仕組みになっており、 高年齢雇用継続給付も、六〇~六四歳 さらに、 就業者のうち男性の約二分の一、女性 る調査」によれば、六○~六四歳の不 配機能があるといえる。 べた割合が高まるのに応じて給付が逓 の各月の給与を六○歳時点の給与と比 得再分配を行う機能がある。さらに、 た外的要因に応じて年金額を調整し、 いる。在職老齢年金制度には、こうし できない理由として雇用環境と健康状 の約四分の一が就業を希望しており、 「高年齢者の雇用・就業の実態に関す (家族を含む) がほとんどを占めて 就業希望にもかかわらず就業 所得再分

らに、就業に伴う年金一律三 廃止した最近の制度改定による両効果 再分配効果の推計、比較を行った。さ 継続給付も含め、就業抑制効果と所得 職老齢年金制度について、 男性高齢者に関し、厚生年金の現行在 そこで、本稿では、六○歳代前半の 高年齢雇用 一割減額を

革 金

度について最近の制度改定も含めて概 2. で現行の在職老齢年金制

業抑制効果と所得再分配効果の推計結 等の推計方法について述べ、4. 金制度の今後について考察する 果を示す。 3 最後に、5. で在職老齢年 で使用デー タ、 不平等尺度 で就

研修機構が二〇〇九年八月に実施した

## 2 在職老齢年金の仕組み

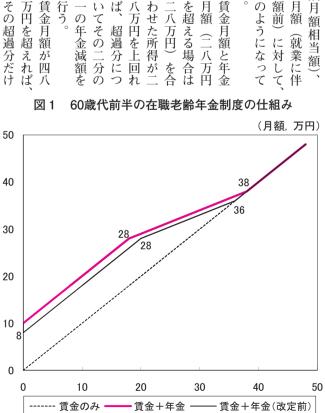
年金月額 報酬月額相当額)、 額換算に相当する総 制度は、賃金月額(給与・賞与計の月 現行の六〇歳代前半の在職老齢年金 (就業に伴

以下のようになって う減額前) 賃金月額と年金 八万円を上回れ わせた所得が二 を超える場合は いてその二分の 一の年金減額を 一八万円)を合 超過分につ (二八万円 に対して

月額

金減額)を行う。 さらに賃金超過分の二分の一の年 年金減額 (すなわち、 ①に加えて J I L P T 研究副所

あり、 の場合、図1の太線で表される(1)。 ある一〇万円(社会保険庁「事業年報」) の二〇〇五年度新規裁定の男子平均で これは二〇〇五年度からの仕組みで この仕組みは、年金月額が厚生年金 改定前の二〇〇四年度の制度は



Business Labor Trend 2010.11

①賃金月頂と二削咸頂&の手金月頂(一割を減額する。(一割を減額する。)の被保険者として就業すれば年金の次のとおりであった。

①賃金月額と二割減額後の年金月額 (二八万円を超える場合は二八万円 を合わせた所得が二八万円を上回れば、超過分についてその二分の一の年金減額をさらに行う。 ②賃金月額が四八万円を超えれば、その超過分だけ年金減額を行う。 その超過分だけ年金減額を行う。 この仕組みは、年金月額が一〇万円 この仕組みは、年金月額が一〇万円 この仕組みは、年金月額をで表される。賃金 と年金の合計を示す線は現行制度のほうが上方にあり、改定により年金減額 が緩和されている。

また、高年齢雇用継続給付は、六○よた、高年齢雇用継続給付は、六○よ四歳の各月の給与が六○歳時点に上べて七五%未満の場合に支給され、比べて七五%未満の場合に支給され、比べて七五%未満の場合に支給され、当の割合が六一%以下の場合は各月の給与が六○歳時点によれて、高年齢雇用継続給付は、六○また、高年齢雇用継続給付は、六○また、高年齢雇用継続給付は、六○また、高年齢雇用継続給付は、六○また、高年齢雇用継続給付は、六○また、高年齢雇用継続給付は、六○また、高年齢雇用継続給付は、六○また、高年齢雇用継続給付は、六○また、高年は、高いの場合に乗じた額といる。

| 183/280 × (0.75 × 60 歳時点の給与|

ただし、この額が支給限度額(約三四万円)と各月の給与との差より大きい場合は、当該差が給付額となる。ない場合は、当該差が給付額となる。ない場合は、当該差が給付額となる。ない場合は、当該差が給付額となる。

## o.推計方法 (2)

### ) データ

「六○歳以降の継続雇用と職業生活にデータは、労働政策研究・研修機構

続雇用を分析対象とした。 続雇用を分析対象とした。 続雇用を分析対象とした。

### a. 賃金

継続雇用の場合の賃金は、前年の賃金(給与・賞与の合計)に、それに対金(給与・賞与の合計)に、それに対金(給与・賞与の合計)に、それに対して回答者が継続雇用で見込む賃金のの就業抑制効果の推計に重要な要素度の就業抑制効果の推計に重要な要素度の就業抑制効果の推計に重要な要素度の就業抑制効果の推計に重要な要素度の質金が高ければ、高齢者が継続雇用を希望することになるから、留保賃金に継続雇用希望を低める効果があると考えられる。留保賃金は、高齢者が継続雇用を希望することになるから、留保債金は継続雇用希望を低める効果があると考えられる。留保賃金は、前年の賃金は継続雇用希望する賃金の占める割合用で最低限希望する賃金の占める割合に表して推升した。

年金

就業に伴う減額前の年金額は、アンケート調査の公的年金の受給見込み額知らせ」参照となっていることからみ知らせ」参照となっていることからみなせる(3)。また、3. (1)のよとみなせる(3)。また、3. (1)のよとみなせる(3)。また、3. (1)のよとみなせる(3)。また、3. (1)のよどみなせる(3)。また、2. (1)のよびであることからみて、共済年金は含まれず、3. (1)のように調査対象が民間企業の正社員であることからみて、共済年金の額と考えられる。

就業に伴う減額は、減額前の年金額 た在職老齢年金制度に基づいて推計した在職老齢年金制度に基づいて推計した(4)。さらに、c. で述べる高年齢 雇用継続給付との併給調整として、同 給付の四割を控除した。同様にして、a. 給付の四割を控除した。同様にして、a. お業に伴う年金減額も推計した。 また、就業に伴う年金減額については、 また、就業に伴う年金減額の廃止の 就業に伴う年金一律二割減額の廃止の が業に伴う年金一律二割減額の廃止の が業に伴う年金一律二割減額の廃止の が業に伴う年金一律二割減額の廃止の が業に伴う年金がある。

### 5. 京三 京三 京三 京三 計画を は一 に一 高年齢雇用継続給付

づき賞与を給与年額の三割として、賃 労働省「賃金構造基本統計調査」に基 額を推計した。給与については、厚生 る比率を2. で述べた制度に基づいて 年の賃金(給与・賞与の合計)に対し 時の賃金に対する六○歳以降の賃金の 雇用継続給付の推計に必要な、 金に近いため、上記の割合は、 七〜五九歳の賃金であり六○歳時の賃 金年額から推計した。前年の賃金は五 推計し、この比率を給与に乗じて給付 める割合により、同給付の給与に対す て回答者が継続雇用で見込む賃金の占 高年齢雇用継続給付については、前 六○歳 高年齢

続雇用で最低限希望する賃金の占める付も、前年の賃金に対して回答者が継留保賃金に対応する高年齢雇用継続給割合として利用できる。同様にして、

## (2) 使用する不平等の尺度

割合により推計した。

不平等度については、ジニ係数、変 動係数、タイル尺度、アトキンソン尺 動係数、タイル尺度、アトキンソン尺 度を就業者内、非就業者内、両者間 尺度を就業者内、非就業者内、両者間 に分解し、不平等度に対するそれぞれ に分解し、不平等度については、ジニ係数、変

表す。社会的厚生関数Wは、通常、 で equally distributed equivalent income) ye との乖離率 A=1-ye/uを を の M 等の 配等 価所得 を A=1・ye/uを が である均等分配等 価所得 で ある均等分配等 価所得 で ある均等分配等 価所得 と、それと社会的厚生が等しい平等分と、それと社会的厚生関数Wは、通常、

 $W=\Sigma^{\{\alpha+\beta y_1, 1^{\epsilon}/(1-\epsilon)\}}$  ( $\epsilon>0, \epsilon\neq 1$ ).  $W=\Sigma^{\{\alpha+\beta y_1, 1^{\epsilon}/(1-\epsilon)\}}$  ( $\epsilon>0, \epsilon\neq 1$ ).

 $A {=} 1 {-} \{ 1/n \sum_{i=1}^n (y_i/u)^{1 \cdot \epsilon} \}^{1/(1 \cdot \epsilon)}, \quad A {=} 1 {-} \{ \prod_{i=1}^n (y_i/u) \}^{(1/n)}$ 

回避度を表し、青木(1979)のように、である。 ε は社会的厚生関数の不平等

(1) 就業抑制効果

おかれる。

αが大きいほど低所得層に高い比重

齢雇用継続給付の係数は 0.006 と正に

表1	留保賃金関数、就	業関数の推	推定結果	
留保	賃金関数の変数	係数	t値	有意確率
定数	項	432.74	31.94	0.00
減額	前年金	1.00	12.06	0.00
減額	後年金	-2.35	-15.81	0.00
高年	齢雇用継続給付	-4.43	-12.81	0.00
他の	非勤労所得	0.18	2.31	0.02
短大	卒ダミー	39.11	1.75	0.08
大卒	<b>ジ</b> ダミー	29.26	2.36	0.02
大学	院卒ダミー	86.40	2.00	0.05
係長	ダミー	40.78	2.09	0.04
課長	ダミー	38.32	2.75	0.01
部長	ダミー	109.82	6.80	0.00
役員	ダミー	107.74	2.68	0.01
			***	

### (注) F値68.3 (有意確率0.001), サンプル数416

就業関数の変数	係数	t値	有意確率	
定数項	1.5017	8.38	0.00	
賃金・留保賃金差	0.0014	1.96	0.05	
健康状態(良くない)	-0.8028	-2.73	0.01	
フルタイム以外希望の不調	-0.7452	-3.13	0.00	

(注) χ2乗値23.5(有意確率0.001), サンプル数416

られている。 これによる就 額が引き上げ 在職老齡年金 額が廃止され、

と比較すると、低所得階層、

高所得階

現行在職老齢年金制度を制度改定前

上回っていることの示すように、 積構成比がはじめは下回るが途中から 層とも所得構成比が低い。これは、累

口 1

就業に伴う年金

律

一割減額が行われ

保賃金関数を代入すると、減額後年金 保賃金差(留保賃金は控除項目)に留 理論的想定のとおりになっている。す 等の先行研究と同様であるとともに、 結果(6)は、**表1**のとおりであり、小 いて求めた(5)。浜田(2008)の推定 ンケート調査から推計した関数に基づ 浜田(2008)において3.(1) のア |係数は 0.003 と正になるから、年金 (1998a,b)、樋口·山本 (2002) 在職老齢年金制度の就業抑制効果は 推定した就業関数の賃金・留 逆に負の効果をもち、1.の 平均賃金収入(年額)が二四万円低下 度の年金減額による就業抑制効果で、 ション結果によれば、在職老齢年金制 場合との継続雇用希望率の差による賃 個々のサンプルについてのシミュレー 抑制効果に関し、表1の関数に基づく られる。 同様にして、 金収入の変化を求めた。シミュレー 業に伴う年金減額)がなかったとした ションにより、現行制度と仮に制度(就 伴うものであり、 する効果があると推計される。また、 なせるから、 述べられているように雇用補助金とみ なる。高年齢雇用継続給付は、就業に 本稿では、 在職老齢年金制度だけで 就業希望を高めると考え 在職老齢年金制度の就業 小川 (1998a,b) で

ると推計され する効果があ 九万円低下

いる。

また、六〇

のように二〇 職老齢年金に 金一律二割減 就業に伴う年 ○五年度から ついては、2 歳代前半の在 は、

ンにより、制度改定前との変化を求め 上昇する効果があったと推計される。 ると、平均賃金収入(年額)が一万円 緩和について、 同様のシミュレーショ

## (2) 所得再分配効果

就業抑制効果を考慮したものとなって 制度等による再分配後の所得には、年 年金減額前のため、(1) のように推計 初所得(賃金および減額前の年金)は、 いる。したがって、 金減額による就業抑制効果が含まれて のとして求めた。一方、在職老齢年金 した就業抑制効果による減少がないも 分配効果の推計を行ったものである。 含め、就業抑制効果を考慮した所得再 と比較しつつ、高年齢雇用継続給付も に伴う年金 老齢年金制度を最近の制度改定 表2は、所得五分位階層別の所得の 表2、3は、2. で述べた現行在職 累積構成比である。表中の当 一律二割減額の廃止) 所得再分配効果は、 の前 (就業

ても同様である。

なわち、

想定どおり就業意欲に抑制的な影響

ある。また、

同様の代入により、

抑制効果も求めると、平均賃金収入が

なく高年齢雇用継続給付を含めた就業

といえる。これは、高年齢雇用継続給 よって、低所得層の所得構成比が高ま 当初所得に比べ、在職老齢年金制度に 付を含めて見ても同様である。 老齢年金制度によって格差が縮小した い上方にあるということであり、 る一方、高所得層の所得構成比が低下 し、累積構成比が上昇している。これ 表2の現行制度、 ローレンツ曲線が均等分布線に近 制度改定前とも、 在職

> らは、高年齢雇用継続給付を含めて見 うに就業者内、非就業者内、両者間 低下し、格差が縮小している。また、 改定前とも、当初所得に比べ、在職老 キンソン尺度である。現行制度、 二係数、変動係数、タイル尺度、 であり、 業者内の寄与度が低下している。これ 金制度によって、不平等度に対する就 分解して寄与度を見ると、在職老齢年 タイル尺度について、3.(2)のよ 齢年金制度によって、各不平等度とも 分配の公平性の順序はつけられない。 レンツ曲線が交わっているということ また、 表
> 3は、
> 所得分布に関するジ ローレンツ曲線では、両者に 制度 アト

保っているといえる。 前と優劣つけ難い所得再分配効果を 業抑制効果を減少させるように、年金 者に順序はつけ難い。現行制度は、 度は高く、所得再分配効果について両 タイル尺度は低いが、アトキンソン尺 と比較すると、ジニ係数、 減額を緩和したにもかかわらず、改定 現行在職老齢年金制度を制度改定 変動係数 就

等度は低下する(7)。 することもないから、 年金減額後の所得順位が減額前と逆転 行われる。したがって、 初所得が一定水準より高くなると超過 齢年金制度は、2. の①のように、当 響していると考えられる。現行在職老 得に連動する程度が強まったことが影 定前の制度では、2. 初所得に対して累進的とみなせ、かつ、 分についてその二分の一の年金減額が これは、年金減額の大きさが当初 これに対し、改 所得分布の不平 の⑩のように、 年金減額は当 所

### 5分位別の所得構成比 表2

24 - 27   11/1/4   11/1/4										
			所得構成比		累積所得構成比					
	第1分位 第2分位 第3分位 第4分				第5分位	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	
当初所得(賃金及び減額前年金)	5.0%	12.2%	19.3%	25.7%	37.8%	5.0%	17.2%	36.5%	62.2%	
[現行在職老齢年金制度] 在職老齢年金制度による減額後 同上に高年齢雇用継続給付の加算後	5.3% 5.1%	13.5% 13.5%	20.7% 21.3%	25.1% 25.8%	35.4% 34.3%	5.3% 5.1%	18.8% 18.6%	39.6% 39.9%	64.6% 65.7%	
[改定前在職老齢年金制度] 在職老齢年金制度による減額後 同上に高年齢雇用継続給付の加算後	5.4% 5.2%	13.3% 13.3%	20.4% 21.0%	25.1% 25.8%	35.7% 34.7%	5.4% 5.2%	18.8% 18.5%	39.2% 39.5%	64.3% 65.3%	

### 表3 所得の不平等度

SCO WIGOT LAK										
	ジニ係数	変動係数	タイル尺度		同寄与度			アトキン	/ソン尺度	
		女 支 割 示 致	以 メイル八及 (	就業者内	非就業者内	両者間	ε =0.5	ε=1.5	ε =2.5	ε=3.5
当初所得 (賃金及び減額前年金)	0.334	0.601	0.191	0.070	0.020	0.101	0.107	0.509	0.932	0.980
[現行在職老齢年金制度] 在職老齢年金制度による滅額後 同上に高年齢雇用継続給付の加算後	0.303 0.299	0.545 0.534	0.164 0.163	0.047 0.041	0.019 0.018	0.098 0.104	0.094 0.094	0.430 0.439	0.878 0.883	0.968 0.969
[改定前在職老齢年金制度] 在職老齢年金制度による減額後 同上に高年齢雇用継続給付の加算後	0.306 0.302	0.547 0.535	0.165 0.163	0.050 0.043	0.019 0.018	0.095 0.101	0.093 0.094	0.426 0.435	0.875 0.881	0.967 0.969

### 就業抑制効果による平均所得低下と再分配効果による均等分配等価所得・平均所得比率上昇

Note that the second section is a second sec										
	平均所得 の低下率	均等分配等価所得・平均所得比率の上昇率 (アトキンソン尺度)								
	の底で学	ε=0.5	ε=1.5	ε=2.5	ε=3.5					
現行在職老齢年金制度による減額	5.8%	1.5%	16.0%	79.3%	61.8%					
同上及び高年齢雇用継続給付	4.6%	1.5%	14.2%	71.2%	54.3%					

では就業抑制効果のほうが大きいが、 標とみなせる。表4において、 から、平均所得だけでなく所得分布の 所得分布の公平性が高まれば上昇する © =1.5,2.5,3.5 では所得再分配効果の 公平性を加味した社会的厚生を示す指  $\omega = 0.5$ 

避度によって異なり、

両効果のどちら

所得の低下率を比較すると、不平等回

の上昇率と、就業抑制効果による平均

度の均等分配等価所得・平均所得比

厚生が等しい均等分配の所得であり、 平均所得に対応する所得分布と社会的 価所得は低まる。均等分配等価所得は、 所得は高まり、

逆であれば均等分配等

後者の上昇が大きければ均等分配等価 比較したものである。前者の低下より 度の均等分配等価所得・平均所得比率 所得再分配効果によるアトキンソン尺

(前述3. (2) の ye/u) の上昇率を

る仕組みが完成したといえる。

年金減額の大きさが当初所得に連動す 減額を廃止した最近の制度改定により、 にもかかわらず、改定前と優劣つけ難 減少させるように年金減額を緩和した 入され、その際にも、就業抑制効果を する基本的仕組みは一九九五年度に導

い所得再分配効果となっていた(浜田

(1999))。就業に伴う年金一律二割

配を行う機能がある。

本稿では、六〇歳代前半の男性高

業抑制効果による平均所得の低下率と、 (3) 所得再分配効果と就業抑制効果 表4は、 現行在職老齢年金制度の就

抑制効果を考慮した所得再分配効果を のの、 年金減額による就業抑制効果はあるも 金制度によって、各不平等度とも低下 見ると、当初所得に比べ、在職老齢年 緩和がみとめられた。このような就業 し、格差が縮小している。これは、 推計結果では、 制度改定による就業抑制効果の 在職老齡年金制度 高 0)

果の推計、比較を行った。さらに、 推計した。 も含め、就業抑制効果と所得再分配効 者に関し、厚生年金の現行在職老齢年 最近の制度改定による両効果の変化も 業に伴う年金一律二割減額を廃止した 金制度について、高年齢雇用継続給付 就

**5**. いともいえない(8)。 ほうが大きく、 両効果のどちらが大き

成で年金が高い

(低い)場合、当初所

ない部分がある。したがって、所得構 年金減額の大きさが当初所得に連動し

## 在職老齢年金制度の今後

きる者とできない者の間等で所得再分 要因に応じて年金額を調整し、就業で 等の外的要因から受ける影響も大きい はなく、個人で左右できない雇用環境 のような個人の選択だけで決まるので 在職老齢年金制度には、こうした外的 高齢者の就業や賃金収入は、就業意欲 て年金減額が行われるため、就業意欲 「抑制的な影響を及ぼすことになるが 在職老齢年金制度は、賃金等に応じ

の不平等度が低下するとは限らない。 累進的になるわけではなく、所得分布 必ずしも年金減額が当初所得に対して く(小さく)なるケースが生じるため 得が低く(高く)とも年金減額が大き

年金減額の大きさが当初所得に連動

である。こうした在職老齢年金制度の 年齢雇用継続給付を含めて見ても同

所得再分配効果によるアトキンソン尺

が大きいともいえない。

再分配効果を保っているといえる。こ 現行制度は、就業抑制効果を減少させ よって異なった結果になり、所得再分 改定前と比較すると、不平等の尺度に ていると考えられる。 連動する程度が強まったことが影響し れは、年金減額の大きさが当初所得に かわらず、改定前と優劣つけ難い所得 るように、年金減額を緩和したにもか 配効果について両者に順序はつけ難い また、現行在職老齢年金制度を制

せるように年金減額開始の基準二八万 するとは限らない。浜田 年金減額緩和により所得が高くなるた 老齢年金制度に比べて、中堅所得層で 範囲で引き上げる場合には、現行在職 ど改善効果が大きくなるために適切で 障審議会年金部会(2008)では、 地が皆無というわけではない。社会保 分析結果では、就業抑制効果を減少さ ることになり、所得再分配効果が低下 金減額開始の基準を中堅所得層までの ないとする一方、年金減額開始の基準 金減額率二分の一の緩和は高所得者ほ 一八万円の緩和が検討されている。年 方、高所得層との間の格差は縮小す ただし、さらなる年金減額緩和の余 低所得層との間の格差が拡大する (2010) 年

> 現行在職老齢年金制度と優劣つけ難い 所得再分配効果となっている(9)。 不平等度によって異なった結果になり さらに、 年金受給開始年齢が経過期

開始年齢の引き上げに伴って廃止する 再分配を行う必要性は消滅するのでは ばらつきができるであろうから、所得 う。しかし、将来、通常六五歳まで就 得再分配を行う必要性は薄れるであろ 年金制度もなくなっていく。今後、す で対象とした六〇歳代前半の在職老齢 げられることになっているため、本稿 間をおいて六〇歳から六五歳に引き上 齢年金制度の所得再分配機能は必要で 得を得られなくなった分を補填すると ていくべきである。高齢により勤労所 より高年齢を対象としたものに変更し 年金制度を六五歳以降に適用する等、 のではなく、六〇歳代前半の在職老齢 の所得再分配機能も、将来、年金受給 いく。したがって、在職老齢年金制度 なく、より高年齢のほうにシフトして おいて、就業できる者とできない者の 業できるようになれば、六五歳以降に 就業できる者とできない者の間等で所 等によりこの年齢層の雇用が確保され の高年齢者雇用確保措置が講じられる いう公的年金の役割からみて、 ていけば、在職老齢年金制度によって、 べての企業において確実に六五歳まで

配効果を保っている。

が強まるような工夫により、所得再分 額の大きさが当初所得に連動する程度 和されてきたにもかかわらず、年金減 効果を減少させるように年金減額が緩 配効果があり、制度改定で、就業抑制

は就業抑制効果がある一方で所得再分

以上のように、在職老齢年金制度に

の変動に応じて変更されていく仕組みになって 万円)や賃金(四八万円)は、平均賃金水準等

年金減額が強化される境界となる所得(二八

いるが、本稿ではそのような変動は考慮してい

注5の表		
変数	平均	標準偏差
留保賃金(年額,万円)	508.71	185.37
減額前年金(年額,万円)	122.88	82.45
減額後年金(年額,万円)	22.77	47.21
高年齢雇用継続給付(年額,万円)	12.67	16.43
他の非勤労所得(年額,万円)	31.67	72.07
短大卒ダミー	0.07	0.26
大卒ダミー	0.38	0.48
大学院卒ダミー	0.02	0.13
係長ダミー	0.10	0.30
課長ダミー	0.32	0.47
部長ダミー	0.21	0.41
役員ダミー	0.02	0.15
継続雇用希望	0.72	0.45
賃金(年額,万円)	376.99	165.29
健康状態(良くない)	0.15	0.35
フルタイム以外希望の不調	0.28	0.45

3.

5 4. うと考えられる。

円を三四万円に引き上げたケースでも

裁定者に近いと考えられる。また、賃金(見込

ことは少なくなっている。したがって、現 上げに伴い、年金月額が二○万円を超える

2. 詳しくは浜田 (2008) 参照 対象サンプルの年齢構成を見ると五九歳が五

は五八歳で受け取れることから、回答者による 占める。社会保険庁の「年金見込額のお知らせ\_ 較的確かな予想となっているものも多いであろ 年金受給見込み額は、このお知らせに基づく比 七%、五八歳が三四%であり、両者で大部分を

減額前の年金(見込み額)の平均は、月額にし けないほど労働時間が短くはないと考えられる 超えることから、在職老齢年金制度の適用を受 開始の基準を超える者は本稿のデータで一%に も年金が減額されない。しかし、継続雇用にお 始の基準(現行制度で月額二八万円)を超えて 減額前の年金を合わせた当初所得が年金減額開 は、在職老齢年金制度の適用を受けず、賃金と 象は、五七~五九歳(二○○七年)の者であり 齢年金月額にほぼ見合っている。本稿の分析対 すぎず、しかも、その賃金年額が三○○万円を いてパート・アルバイトで当初所得が年金減額 による男子厚生年金受給権者の新規裁定平均老 て約一○万円であり、社会保険庁「事業年報」 まもなく年金受給権を取得することから、新規 パート・アルバイト等で労働時間が短い場合 記述統計量は表のとおりである。就業に伴う

計を行っている。

を説明変数とする就業関数(ロジット型)の推 変数とする留保賃金関数と、賃金、留保賃金等

 ただし、現行在職老齢年金制度には、2. ②のように、年金減額の大きさが賃金のみに応 額の段階で年金全額が減額されて2. の②は適 なければ、2. の①の当初所得に応じた年金減 場合でも、減額前の年金月額が二○万円を超え を超えるわずかな場合であり、本稿のデータで 用になるのは、賃金月額が四八万円を超える高 じて決まる部分がある。しかし、その部分が適 い水準で、かつ、減額前の年金月額が二○万円 一%に満たない。賃金月額が四八万円を超える 用されないが、定額部分の受給開始年齢引

8. ωは不平等回避度を表し、青木 (1979) 果より所得再分配効果のほうが大きいと め、低所得層を重視すれば、就業抑制効 のように、アトキンソン尺度はεが大き いほど低所得層に高い比重がおかれるた いう評価になる。

るといえる。

て、年金減額の大きさが決まる仕組みであ と減額前の年金を合わせた当初所得に応じ 行在職老齢年金制度は、基本的には、賃金

9. 年金減額開始の基準二八万円を三四万 円に引き上げたケースを現行在職老齢年 キンソン尺度は高いが変動係数は低い。 金制度と比較すると、表のように、アト 金制度と比較すると、各不平等度とも大 一に引き下げたケースを現行在職老齢年 一方、年金減額率を二分の一から三分の

きく、所得再分配効果が小さい

る六○~六四歳男子の平均賃金約四一○万円に 省「賃金構造基本統計調査」(二〇〇六年) によ み額)の平均は約三八○万円であり、厚生労働

6. 浜田(2008) では、年金額が就業選択に影 保賃金が得られることを利用し、年金等を説明 れらの先行研究と違ってアンケート調査から留 数とするが、就業選択と直接結び付けるのでな 業に伴う減額後の年金と減額前の年金を説明変 れるという内生性に対処するため、小 響を及ぼす一方、就業選択に伴い年金が減額さ く、留保賃金を介在させている。すなわち、こ (1998a,b)、樋口・山本 (2002) にならい、就

### 注9の表

	ジニ係数 変動係数	タイル尺度	同寄与度			アトキンソン尺度				
		/一/示奴   変動派数	動派数 ダイルバ及	就業者内	非就業者内	両者間	ε=0.5	ε=1.5	ε =2.5	ε=3.5
当初所得(賃金及び減額前年金)	0.334	0.601	0.191	0.070	0.020	0.101	0.107	0.509	0.932	0.980
[年金減額開始の基準引上げ] 在職老齢年金制度による減額後 同上に高年齢雇用継続給付の加算後	0.303 0.299	0.539 0.531	0.164 0.163	0.045 0.039	0.019 0.018	0.101 0.107	0.095 0.095	0.439 0.448	0.883 0.888	0.969 0.970
[現行在職老齢年金制度] 在職老齢年金制度による減額後 同上に高年齢雇用継続給付の加算後	0.303 0.299	0.545 0.534	0.164 0.163	0.047 0.041	0.019 0.018	0.098 0.104	0.094 0.094	0.430 0.439	0.878 0.883	0.968 0.969
[年金減額率引下げ] 在職老齢年金制度による減額後 同上に高年齢雇用継続給付の加算後	0.308 0.304	0.550 0.540	0.168 0.166	0.049 0.042	0.019 0.018	0.100 0.106	0.096 0.096	0.440 0.448	0.883 0.888	0.969 0.970



日本年金機構本部

浜田浩児(2008)「在職老齢年金、高年齢雇用継 5田浩児 (1999)「在職老齢年金制度の所得再分配 pp.98-112 関する研究』(労働政策研究報告書 No. 100) 労働政策研究・研修機構『高齢者の就業実態に 続給付が高齢者の継続雇用希望に及ぼす影響\_ 効果」、『季刊社会保障研究』(国立社会保障・人 2002.10, pp. 31-78° 口問題研究所) 第35巻第2号、pp.208 — 220

樋口美雄・山本勲(2002) 「わが国男性高齢者の

果分析と高齢者就業の将来像―」、『金融研究』 労働供給行動メカニズム―年金・賃金制度の効 清家篤・山田篤裕(2004)『高齢者就業の経済学』

制度の将来的な見直しに向けて』

会年金部会における議論の中間的な整理―年金

日本経済新聞社

青木昌彦(1979)『分配理論』 筑摩書房 労働政策研究・研修機構 (2010) 『高年齢者の雇用 小川浩(1998a) 「年金が高齢者の就業行動に与え 就業の実態に関する調査』(調査シリーズ№75)

る影響について」,『経済研究』Vol.49, No.3

pp. 245-258.

任会保障審議会年金部会(2008)『社会保障審議 小川浩(1998b) 「年金・雇用保険改正と男性高齢 者の就業行動の変化」,『日本労働研究雑誌』 No.461, pp. 52-64.

Henri Theil (1967) Economics and Information Theory, North-Holland Publishing Company

Econometrica Vol.48, No.3, pp.613-625 Decomposable Inequality Measures, A.F.Shorrocks (1980) "The Class of Additively 浜田浩児(2010)「在職老齢年金の所得再分配効 果に対する年金減額緩和の影響」、『年金と経済』 第28巻第4号、pp.180-187

博士 (国際公共政策)、一九七八年 学経学部卒業、二〇〇三年大阪大学 はまだ・こうじ/一九七八年京都大 経済企画庁入庁、経済研究所国民所 ヘプロフィール

の所得・資産分布』(財務省印刷局 年)(チャールズ・ユウジ・ホリオカ 研究所研究部長を経て、二〇〇七年 年内閣府経済社会総合研究所上席主 経済研究所国民経済計算部長、〇二 研究所教授、二〇〇〇年経済企画庁 得部国民経済計算調査室長、国民支 定の分布統計―国民経済計算ベース 経済計算の新体系』(東洋経済新報社 と共編著)、『38NAの基礎―国民 貯蓄行動』(日本評論社、一九九八 から現職。 任研究官、 出課長等、 |○○|年)(単著)、『SNA家計勘 |〇〇三年)(単著) 主な著書に、『日米家計の 〇五年財団法人家計経済 九八年大阪大学社会経済

### 日経テレコン21で

### **Business Labor Trend** の記事検索が可能になりました

昨年夏からオンライン記事検索サービス「日経テレコン21」(http://t21.nikkei.co.jp/)で 『Business Labor Trend』に掲載された記事の見出し、本文を検索、閲覧することができるようになりました。

記事検索を利用するためには日経テレコン21への加入が必要です。また、検索、閲覧ごとに利用料が発生します。